

15 水俣病関係

15-1(1) 本県における水俣病対策の経過

年 月 日	事 項
昭和34年 8月12日	出水保健所へ奇病猫発生の届出がなされる（本県での公式発見）
8月21日	水俣病対策要綱を制定する （出水市，出水郡医師会，漁協等の協力を得て，水俣湾周辺海域の漁獲物の県内への移入） （阻止，水俣湾周辺海域での操業自粛，一般消費者に対する啓発を行う）
35年 2月 3日	第1回水俣病患者診査協議会（厚生省所管）で患者2名を発見
5月	出水市米ノ津，高尾野町，東町の住民を対象に毛髪水銀調査を開始する（～昭和38年）
43年 5月	チッソ（株）水俣工場はアセトアルデヒドの製造を中止する
9月26日	厚生省が水俣病の原因はチッソ（株）水俣工場の排水中の有機水銀であることを政府統一見解として発表する
44年12月15日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）が公布される（昭和45年2月1日施行）
12月27日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく地域指定がなされる [鹿児島県；出水市]
45年 1月21日	鹿児島県公害被害者認定審査会（旧法）を設置して認定業務を開始する
1月26日	第1回認定審査会を開催する
46年11月	不知火海沿岸地域住民を対象に健康調査を実施する（～昭和49年） 鹿児島大学医学部，出水郡医師会等の協力を得て実施 〔 第1次アンケート調査 ・・・・78,644人 第2次検診調査 ・・・・23,476人 第3次検診（精密検診） ・・・・948人 〕
48年10月 5日	公害健康被害の補償等に関する法律（新法）が公布される（昭和49年9月1日施行）
49年10月11日	鹿児島県公害健康被害認定審査会（新法）を設置する
12月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱を施行する 〔答申保留者，経過観察者に対する医療費の自己負担分の助成〕
51年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後1年を経過している者に拡大する
52年	水俣湾堆積汚でい処理事業に関連して不知火海沿岸地域住民を対象に毛髪水銀調査を実施する〔以後毎年度実施〕
53年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後6か月を経過している者で，身体が一定の要件に該当する者に拡大する
11月15日	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法が公布される（昭和54年2月14日施行） 〔 水俣病の認定申請を行っている者のうち，まだ処分を受けていない者は環境庁長官に対して認定申請をすることができる 〕
昭和54年 6月18日	東町伊唐島の住民を対象に健康調査を実施する（～9月14日） 鹿児島大学医学部の協力を得て実施 〔 第1次アンケート調査 ・・・・322人 第2次検診調査 ・・・・104人 第3次検診（精密検診） ・・・・ 10人 〕
58年	東町獅子島の住民を対象に集中検診を実施する [昭和61年度までに262人]
61年 7月29日	特別医療事業実施要綱を施行する
平成 3年 4月 1日	特別医療事業の対象者を昭和61年7月28日以前に水俣病認定申請を棄却された者まで拡大する 水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する

年 月 日	事 項
4年 6月29日	特別医療事業を廃止する { 特別医療事業適用者であった者については、水俣病総合対策医療事業開始と同時に適用者とする
5年	水俣病総合対策健康管理事業を開始する { 昭和43年12月31日以前に対象地域に居住し、かつ、現在も対象地域に居住している者に対する健康診査、健康指導を実施する
7年 3月31日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る { 平成7年3月31日現在、水俣病認定申請を行っている者については、申請の棄却処分があった日又は申請を取り下げた日の翌日から起算して60日以内に限り申請ができる
6月21日	「水俣病問題の解決」についての連立与党案がまとまる
12月15日	「水俣病問題の政府解決策」が閣議了解される
8年 1月22日	政府解決策に基づき、(新)水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する { (旧)水俣病総合対策医療事業実施要綱を廃止する 同日、水俣病総合対策医療事業の申請受付を再開する 平成7年3月31日時点で水俣病認定申請を行っている者で、同日まで未処理分又は取り下げをしていない者についても受付期間内に申請をしなければならない
2月28日	第1回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する
7月 1日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る
9年 2月25日	第13回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する（申請に対して判定を全て終了する）
16年10月15日	水俣病関西訴訟最高裁判決が言い渡され、国と熊本県の行政責任が認められる
17年 4月 7日	環境省が「今後の水俣病対策について」を発表する
10月13日	水俣病総合対策医療事業における保健手帳の申請受付を再開する
21年3月～7月	新たな救済策について与野党それぞれの法案が国会に提出され、与野党協議の結果、法案の一本化に合意した
7月15日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が公布される（同日施行）
22年 4月16日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針が閣議決定される
5月 1日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく申請受付を開始する { 平成22年 5月 1日時点で、水俣病認定申請を行っている者及び保健手帳を所持している者は、平成23年 3月31日までに申請をしなければならない
7月31日	水俣病総合対策医療事業の保健手帳の申請受付を締め切る
23年 3月23日	「出水の会」、「獅子島の会」とチッソが紛争終結協定を締結
24年 2月 3日	環境省が水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく申請受付の時期を平成24年 7月31日までとすることを公表する
3月31日	水俣病総合対策医療事業の保健手帳が全て失効となる
7月31日	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく申請受付を締め切る
25年 4月16日	熊本県の水俣病認定申請棄却処分について、取消を認める最高裁判決が言い渡される。
26年 3月 7日	環境省が「公健法の水俣病認定における総合的検討の具体化について」を発出
26年 8月 4日	第38回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する（申請に対して判定を全て終了する）
26年 8月29日	環境省が水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく判定結果を公表する

15－(2) 認定申請・処分状況等の推移

年度	申請総数	取下げ等	認定者	棄却者	未処分者
34	1	0	1	0	0
43	3	0	0	0	0
44	7	0	4	3	3
45	0	0	0	2	1
46	19	0	2	0(△2)	20
47	34	0	12	3	39
48	102	1	66	30	44
49	389	6	15	89	323
50	123	4	15	52	375
51	167	1	39	38	464
52	311	4	44	76	651
53	243	4	50	122(△2)	720
54	199	8	27	148	736
55	161	11	23	170	693
56	292	6	20	181	778
57	185	5	19	204	735
58	209	10	22	196	716
59	301	7	26	209(△1)	776
60	251	4	25	123	875
61	258	13	16	261	843
62	146	2	22	326	639
63	180	17	12	242	548
元	118	12	11	219	424
2	124	8	11	205	324
3	161	9	3	191	282
4	45	13	2	144	168
5	40	10	0	52	146
6	61	20	0	38	149
7	76	55	0	42	128
8	15	83	1	9(▲1)	51
9	9	2	0	45	13
10	1	0	0	9	5
11	42	0	1	35	11
12	8	0	1	7	11
13	79	2	0	33	55
14	2	3	0	44	10
15	4	0	0	6	8
16	575	5	0	4	574
17	752	75	0	0	1,251
18	619	83	0	0	1,787
19	498	31	0	0	2,254
20	372	22	1	0(△1)	2,604
21	903	42	0	0	3,465
22	295	2,404	0	3	1,353
23	7	1,198	0	75	87
24	63	14	0	36	100
25	157	12	0	0	245
26	350	24	1	22	548
27	381	23	1	52	853
計	9,338	4,253	493	3,746(7)	

※ () は、当該年度の裁決等（△：不服審査の裁決，▲：裁判所の判決）による取消件数で，棄却者数に含む。

15－(3) 市町村別認定者数

(平成28年3月31日現在)

市町村名	出水市	阿久根市	長島町	その他の県内	県外	計
認定者数	381	4	83	3	22	493
うち生存者数	94	1	12	0	7	114

15－(4) 不服申立の状況

① 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）関係

年度	認定 申請 棄却数	審査 請求 件数	処理件数				
			取下	裁 決			
				却下	取消	棄却	計
44	3	0					
45	2	2			2		2
47	3	0					
48	30	3	1			2	2
49	70	47	4	1	1	41	43
50	2	6				6	6
52	2	0					
53	3	1	1				
54	1	1				1	1
計	116	60	6	1	3	50	54

※ 1 昭和46年度、昭和51年度、昭和55年度～昭和59年度は実績なし

2 裁決で取り消された3件については、その後、2件は認定、1件は棄却

3 棄却のうち1件は、平成8年度の福岡高裁での処分取消判決により認定

② 公害健康被害の補償等に関する法律（新法）関係

年度	認定 申請 棄却数	異議 申立 件数	処理件数					審査 請求 件数	処理件数				
			取下	決 定					取下	裁 決			
				却下	取消	棄却	計			却下	取消	棄却	計
49	19	0											
50	50	30				30	30	18	5		2	11	13
51	38	7				7	7	8	5			3	3
52	74	6				6	6	3	3				
53	119	14		1		13	14	11	7			4	4
54	147	5				5	5	6	2			4	4
55	170	9				9	9	4	3			1	1
56	181	8	1			7	7	2				2	2
57	204	5				5	5	2	1			1	1
58	196	3		1		2	3	1				1	1
59	209	5				5	5	3	3				
60	123	3				3	3	1				1	1
61	261	3		1		2	3	2		1		1	2
62	326	9				9	9	2				2	2
63	242	4				4	4	3	1			2	2
元	219	9				9	9	1				1	1
2	205	3		1		2	3	3	1			2	2
3	191	1				1	1	1				1	1
4	144	3				3	3	2				2	2
5	52	1				1	1	1				1	1
6	38	0						0					
7	42	0						0					
8	9	0						0					
9	45	0						0					
10	9	5				5	5	2					
11	35	10				8	8	0					
12	7	4		1		4	5	7					
13	33	18				19	19	1				1	1
14	44	22				22	22	31	1			1	1
15	6	11				9	9	2	2				
16	4	1				3	3	2	1			6	6
17	0	0						0	3			2	2
18	0	0						0	1			2	2
19	0	0						0				2	2
20	0	0						0			1	4	5
21	0	0						0					
22	3	0						0	12				0
23	75	5	1	1		3	4	1	5				0
24	36	6				3	3	1					0
25	0	2				5	5	3					
26	22	2				2	2						
27	52	14				8	8	2					
計	3,630	228	2	6	0	214	220	126	56	1	3	58	62

※裁決で取り消された3件については、その後、認定

